

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おき、翌  
日の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更  
計量器の定期検査の実施  
保安林の指定の解除  
林業種苗法による生産事業者の登録の失効  
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧  
開発行為に関する工事の完了(三件)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等
- ◇ 正 誤 昭和六十年四月鳥取県告示第四百八十五号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第五百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碓町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十年二月二十日現在の地番による。)
大字松谷字オノ 木中堤ノ下	大字松谷字オノ木中堤ノ下のうち二四二の四以外の区域
大字松谷字オノ 木大堤ノ下	大字松谷字オノ木大堤ノ下のうち二四五の六以外の区域
大字松谷字オノ 木大堤ノ下	大字松谷字オノ木大堤ノ下のうち二五〇の五、二五〇の六 以外の区域
大字松谷字オノ 木杖引ノ上	大字松谷字オノ木杖引ノ上のうち二五八以外の区域
大字勝田字下前 野	大字勝田字下前野の全域 大字松谷字オノ木大堤ノ下二五〇の五
大字勝田字中前 野	大字勝田字中前野の全域 大字松谷字オノ木中堤ノ下二四二の四 大字松谷字オノ木大堤ノ下二四五の六
大字出上字前野	大字出上字前野の全域 大字松谷字オノ木大堤ノ下二五〇の六 大字松谷字オノ木杖引ノ上二五八

鳥取県告示第五百四十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和六十年六月十一日から  
昭和六十一年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期間 実施区域 実施場所

昭和六十年六月十一日 午前十一時から  
午後二時まで 米子市 米子市彦名公民館

昭和六十年六月十二日 午前十時から  
午後二時まで 米子市 米子市崎津公民館

昭和六十年六月十三日 午前十時から  
午後三時まで 米子市 米子市大篠津公民館

昭和六十年六月十四日 午前十時から  
午後二時まで 米子市 和田公民館

昭和六十年六月十七日 午前十一時から  
午後三時まで 米子市 富益公民館

昭和六十年六月十八日 午前十時から  
午後二時まで 米子市 夜見公民館

昭和六十年六月十九日 午前十時から  
正午まで 米子市 尚徳公民館

午後一時から  
午後三時まで 米子市 蔵公民館

鳥取県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市上福原字北浜温泉一八二六の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百四十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二十六	安田繁義	東伯郡三朝町大字穴鴨五三五	穂の採取並びに幼穂及び幼苗以外の苗木の育成	安田繁義 畑 苗	東伯郡三朝町大字穴鴨

鳥取県告示第五百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、国府町から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十月二十日 鳥取県指令受都計第六百五十四号  
二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市下味野字畑田上ノ割、字畑田下ノ割、字小河原西ノ割、字小河原東割及び字赤池傍示

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市尚徳町一一六

鳥取市長 西尾 優

鳥取県告示第五百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十二月二十五日 鳥取県指令受都計第三百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町北五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第五百五十二号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十一月二十六日 鳥取県指令受米土維八第八百八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市青木字與一ヶ市

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木五〇二一三

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和六十年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年五月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和六十年五月十六日（木）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 青年リーダー研修会について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年五月十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十年五月十三日（月）午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 鳥取県心身障害児就学指導委員会委員の任免について
  - 2 その他

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条

第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等を次のとおり告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閱 歴	委 嘱 年 月 日
下 田 三子夫	昭四・四・五	鳥取市西町四丁目一五	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	自宅 〇(五七)三二六〇	広島地方裁判所三次支部検事	昭三・二・七
芳村 尚之	大八・二〇・三	鳥取市浜坂字高熊二一三四	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 〇(五七)三二〇七	鳥取県地方労働委員会事務局長	昭六・三・七
田 中 蓬 篤	大二・一・七	鳥取市舊浦四五五	鳥取大学教育学部教授	大学 〇(五七)三二〇三三 自宅 〇(五七)三二二六		昭四・四・三
福 士 俊 一	大三・二・〇	鳥取市浜坂字高熊一八四四	鳥取大学農学部教授 鳥取県地方労働委員会委員	大学 〇(五七)三二〇三三 自宅 〇(五七)三二四四		昭六・三・七
岩 井 登 志 雄	大三・一・三	鳥取市岩倉四六一	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 〇(五七)三二七〇	鳥取県企業局次長 鳥取県中小企業団体中央会専務理事	昭六・三・七
高 橋 務	大四・三・二	米子市道笑町二丁目二四二	公認会計士 税理士 不動産鑑定士	自宅 〇(五七)三二五〇		昭六・三・〇
勝 部 可 盛	昭八・二・五	米子市上福原一四五九一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	事務所 〇(五七)三二四八 自宅 〇(五七)三二四七		昭六・四・三
直 野 喜 光	昭九・一・三	米子市加茂町一丁目二二	弁護士	自宅 〇(五七)三二四三		昭六・四・七
北 尾 才 智	大五・三・三	西伯郡西伯町大字原四九〇	鳥取県労働者福祉協議会理事長	県労働協 〇(五七)三二四八 自宅 〇(五七)三二四〇	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会議長	昭六・二・六

中森 義人	大正・八・二	米子市浦津二五三	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会議長	地評 〇五〇三三二四三 自宅 〇五〇三三二〇九	国鉄労働組合米子地方本部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会副議長	昭四・一〇・三
神波 尚典	昭三・三・六	東伯郡東郷町大字長和田五九八―三	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員	地評 〇五〇三三二〇四 自宅 〇五〇三三二一〇 組合(県職中部支部) 〇五〇三三二六九 自宅 〇五〇三三二七四	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会事務局長	昭四・三・六
箕浦 正	昭六・一・〇	倉吉市八幡町三三二―一六	鳥取県現業職員労働組合執行委員長 鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	組合(三洋) 〇五〇三三二四〇 自宅 〇五〇三三二四三 組合(興和紡) 〇五〇三三二六〇 自宅 〇五〇三三二八九	鳥取県現業職員労働組合特別執行委員	昭六・三・七
川勝 敏和	昭二・八・三	鳥取市栗谷町一三一―一	鳥取県地方労働委員会委員	〇五〇三三二四三 自宅	鳥取県現業職員労働組合特別執行委員	昭六・三・六
尾上 賢二	昭三・九・三	倉吉市大正町二丁目九	全日本労働総同盟鳥取地方同盟副会長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長	〇五〇三三二四三 自宅	興和紡績労働組合倉吉支部書記長	昭四・四・六
山田 篤	昭四・一・六	鳥取市浜坂一六九七	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇五〇三三二四二 自宅 〇五〇三三二六二	鳥取県高等学校教職員組合執行委員	昭六・三・七
石井 信儀	昭四・六・三	鳥取市大覚寺七七―四八	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 ゼンセン同盟鳥取エフワン労働組合組合長 鳥取県地方労働委員会委員	地方同盟 〇五〇三三二四一 自宅 〇五〇三三二六二	全日本労働総同盟鳥取地方同盟執行委員	昭五・四・六
桜田 憲昭	昭五・四・六	鳥取市津ノ井二八四―八	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会副議長 総評全国金属労働組合山陰地方本部日本フェライト支部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	組合(フェライト) 〇五〇三三二七〇 自宅 〇五〇三三二七〇	総評全国金属労働組合山陰地方本部日本フェライト支部副執行委員長	昭六・三・七
田中通 雄	昭五・一・三	米子市榎原一四三七	全水道山陰地区本部米子支部執行委員長	市水道局 〇五〇三三二六二 自宅 〇五〇三三二六四 会議所 〇五〇三三二六三 自宅 〇五〇三三二六四	全水道山陰地区本部米子支部書記長	昭六・三・七
松田 千歳	大六・五・七	米子市榎原八四七	米子商工会議所専務理事	〇五〇三三二五三 自宅 〇五〇三三二六〇 自宅 〇五〇三三二六〇	鳥取県立米子東高等学校校長	昭六・三・〇
由谷 武之	大六・七・三	倉吉市余戸谷町二九九―一―一	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇五〇三三二五〇 自宅 〇五〇三三二五〇 〇五〇三三二五三	ヒシクラ醤油株式会社取締役	昭五・三・六

鈴木 実	大九・八・二	鳥取市文好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協会 〇八七〇三二一八四四 自宅 〇八七〇三二一〇〇三	日本海新聞取締役論説委員長 鳥取県経営者協会事務局長	昭三・三・六
油木 桓志	大二・一・五	米子市東町一三	米子信用金庫専務理事	金庫 〇八九〇三二二四 自宅 〇八九〇三二四三三	米子信用金庫常務理事	昭五・三・〇
田中和夫	大二・九・〇	八頭郡用瀬町大字安蔵 三四三	鳥取信用金庫理事 鳥取県地方労働委員会委員	金庫 〇八七〇三二二四二 自宅 〇八六八二三三三	鳥取信用金庫常務理事	昭五・四・六
尾崎 喜人	大二・九・三	鳥取市湖山町南五丁目 六五一	鳥取商工会議所専務理事	会議所 〇八七〇六一六六六 自宅 〇八七〇六一三六九	社会福祉法人鳥取県厚生事業団常 務理事	昭五・三・〇
藤井 敏郎	大二・〇・六	米子市皆生二〇九三	株式会社山陰放送代表取締役専務 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇八九〇三二二二 自宅 〇八九〇三一六〇五	株式会社山陰放送専務取締役	昭四・三・六
小林 繁	大五・七・四	米子市皆生一六六一 五四	米子機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇八九〇三二〇三三 自宅 〇八九〇三二四四	株式会社米子鉄工所取締役	昭四・一・四
藤田 忠義	昭二・三・二	倉吉市福庭五四四一	神鋼機器工業株式会社取締役総務 部長	会社 〇八八〇三二二二 自宅 〇八八〇三二〇三	神鋼機器工業株式会社総務部長	昭四・六・七
児嶋 祥悟	昭二・四・九	鳥取市美萩野一丁目一 三八	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	会社 〇八七〇三二二三 自宅 〇八七〇三二〇三〇	鳥取瓦斯株式会社取締役	昭五・四・四
安田 秀穂	昭四・四・八	鳥取市東町三丁目二六 四	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 〇八七〇三二七五五 自宅 〇八七〇三二九〇	鳥取県民生部厚生援護課長	昭六・四・二
田中 淳一	昭六・六・三	鳥取市田園町四丁目二 六六	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 〇八七〇三二七五五 自宅 〇八六八二〇五五	鳥取県地方労働委員会事務局長 兼調整課長	昭五・四・四
荻原 隆通	昭五・六・六	八頭郡河原町大字袋河 原四三七一二	鳥取県地方労働委員会事務局審査 課長	事務局 〇八六八二〇五五 自宅 〇八六八二〇五五	鳥取県企画部統計課企画調整係長	昭五・四・三
太田 垣 愿	昭六・九・四	鳥取市本町五丁目一 四	鳥取県地方労働委員会事務局調整 課長	事務局 〇八七〇三二七五五 自宅 〇八七〇三二七五五	鳥取県衛生環境部健康対策課課長 補佐	昭五・六・九

正 誤

昭和六十年四月鳥取県告示第四百八十五号（保安林の指定の解除予定に  
ついて）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

七 下 八 字生賀野呂 字生賀野路

七 下 九 以上三筆について、 以上三筆国有林。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 庁

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】